

公営住宅入居申込書の提出にあたって

1. 入居資格について

- (1) 同居または同居しようとする親族があること。婚姻関係と同様の事情のある方、婚約者も含みます。(婚約者については、婚姻前6ヶ月を過ぎてからの受付となります。)
- (2) 町税及び町の使用料を滞納していない方。
- (3) 収入基準を満たしている方。(同居者全員の給与所得控除後の給与等の金額で、月額20万円以下。夫婦2人世帯でおおよそ年収400万円以下)
- (4) 単身で入居できる方
 - 60歳以上の方(ただし、平成18年3月31日時点において50歳以上である者を除く。)
 - 障害者手帳や療育手帳の交付を受ける程度の身体、精神又は知的障害がある方。
 - 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第6項症まで又は第1款症である方。
 - 原子爆弾被害者の認定を受けている方。
 - 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者。
 - 海外からの引揚者で5年を経過していない方。
 - DV法に規定するDV被害者または犯罪被害者。

2. 提出書類について

- (1) 公営住宅入居申込書に必要事項を記入したもの。
 - (2) 所得を証明する書類。(下記のいずれかに該当するもの。ただし、これから働く方や勤続1年未満の方については、 の収入見込み証明書が必要となります。)
 - 所得証明書(市町村が発行するもの)
 - 市町村道民税等の納税通知書
 - 給与所得の源泉徴収票
 - 公的年金等の源泉徴収票または改定通知書
 - 確定申告書の写し(税務署の受付印のあるもの)
 - 事業主の発行する給与収入見込証明書(様式があるので、お申出ください。)
 - (3) 道町民税の滞納がないことを証明する書類。(下記のいずれかに該当するもの。ただし、非課税者については提出を求めない。)
 - 納税証明書(市町村が発行するもの)
 - 納税していることがわかる給与明細等
 - 道町民税の領収書(写し)
 - (4) 結婚を予定されている方は、媒酌人または保証人が証明する婚約証明書を提出してください。(様式がありますので、お申出ください。)
 - (5) 障害者手帳や療育手帳の交付を受けている方は、その写しを提出してください。
 - (6) その他必要に応じて証明となるものを提出していただく場合があります。
- (裏面に続く)

3．有効期間

- (1) 公営住宅入居申込書の有効期間は提出後1年間です。この間に入居できなかった場合は再度申し込みの手続きが必要となりますので、ご注意ください。

4．その他

- (1) 入居者の募集は随時行っております。お申込みの住宅に、ほかに入居希望者がいない場合は、すぐに入居決定となりますが、複数の希望者がいる場合は足寄町営住宅入居者選考委員会にて入居者を決定します。選考委員会では、毎月10日までに空家となった公営住宅等について、入居者を選考しています。

5．公営住宅入居申込書の記入のしかた

現住所（申込時点で居住している住所）、本籍地、電話番号及び氏名を記入してください。

町営住宅に入居する者全員の氏名、続柄、生年月日、職業、勤務先及び勤続年数を記入してください。

希望する団地を記入してください。備考欄にはできるだけ具体的な条件を書いてください。なお、特定目的の住宅（身体障害者用住宅、バリアフリー住宅等）への入居を希望する場合は、該当欄に記入してください。希望されている住宅に入居が決まった後は、特別な理由がない限りキャンセルは認めませんので、ご注意ください。また、希望される団地以外の空家が出た場合は、ご連絡しません。

次に申請書裏面の住宅の困窮状況について、該当する項目に 印を付け、その他の欄に、できるだけ具体的に、申し込みする理由を記載してください。1戸の空家に対して複数の応募がある場合は、足寄町営住宅入居者選考委員会にて、申込者の家族数や収入の状況、現在住んでいる家の状況のほかに本申込理由を加えた総合的な困窮状況で入居順を決定しますので、必ず記載するようお願いいたします。

現在居住している住宅の種類で、該当する項目に 印を付けて下さい。

現在居住している住宅の間取りを記入してください。

現在居住している家賃の月額を記入してください。

現在居住している世帯構成を記入してください。

最後に本申込書を提出する年月日及び申込者氏名を記入し、氏名の隣に押印してください。